

## 鹿屋体育大学科学研究費補助金経理事務取扱要項

平成16年4月1日  
学 長 裁 定  
改正 平成19年8月9日  
平成20年9月29日  
平成28年3月31日

### (趣旨)

第1条 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（科学研究費及び学術創成研究費）（以下「補助金」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (経理の委任)

第2条 学長（研究機関の代表者）は、補助金の交付を受けたときは、事務局長にその経理を委任するものとする。

2 事務局長は、研究代表者又は研究分担者に直接交付された補助金について、その経理を委任したい旨の申出があったときは、これを受任しなければならない。

### (経理担当者及び経理事務)

第3条 前条の定めにより経理の委任を受けた事務局長は、財務課長に経理事務を行わせるものとする。

2 財務課長は、前項の経理事務を行うときは、この要項に定めるもののほか、国立大学法人鹿屋体育大会計規則（平成16年規則第37号）の取扱いに準ずるものとする。

### (補助金の預託等)

第4条 財務課長は、委任を受けた補助金について、受入計算書（別紙様式第1号）を作成し、学長名義で直ちに銀行等に預金するものとする。

2 財務課長は、補助金を受け入れたときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

### (帳簿)

第5条 財務課長は、補助金の研究課題別に収支簿を備え、その経費の収支及び費目別の使途を明らかにしなければならない。

### (補助金の経理)

第6条 研究担当者が、補助金を使用するときは、次の各号に掲げる手続きによるものとする。

(1) 研究に要する物品又は役務等の請求をしようとするときは、別に定める「鹿屋体育大学物品購入要項」の取扱いに準じるものとする。

(2) 旅費の支払を必要とするときは、旅行命令（依頼）伺に所要事項を記入し、旅費の経費の区分欄に「科学研究費」と明記の上、総務課にこれを提出するものとする。

(3) 謝金等の支払を必要とするときは、事由、金額、算出の基礎等を明らかにした明細書を財務課に提出するものとする。

### (取得物品等の寄付手続)

第7条 研究代表者又は研究分担者は、前条第1項第1号により設備、備品又は図書を購入したときは、物品寄付申込書（別紙様式第2号）により、直ちに本学に寄付しなければならない。

い。

(利子の取扱い)

第8条 補助金から生じた利子は、受入計算書（別紙様式第1号）を作成し、研究代表者の補助金に繰り入れるものとする。

2 利子を受け入れたときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(決算報告等)

第9条 研究が終了したとき、又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、財務課長はすみやかに収支決算報告書を作成するものとする。

2 支払後の証拠書類は、経理の出納完結後、直ちに補助金の種目、研究代表者別及び支払費目別に分類整理のうえ、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(間接経費の取扱い)

第10条 間接経費の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

2 鹿屋体育大学科学研究費補助金経理事務取扱規程（平成元年規程第9号）は廃止する。

附則（平19.8.9）

この裁定は、平成19年8月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則（平20.9.29）

この裁定は、平成20年9月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則（平28.3.31）

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

別紙様式第1号（第4条第1項・第8条第1項関係）

事務局長	財務課長	副課長	予算決算係長	出納係長

受 入 計 算 書 平成 年 月 日		平成 年度 科学研究費補助金			
		預託銀行名	鹿児島銀行 鹿屋支店		
		受入年月日	平成	年	月 日
		収支簿登記済	平成	年	月 日
		受入金額	円		
研究種目	研究代表者	摘 要	金 額	備 考	
			円		

別紙様式第2号（第7条関係）

物 品 寄 付 申 込 書

平成 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

寄 付 者

住 所

氏 名

下記のとおり物品を寄付したいと思いますので採納願います。

記

	品 目	規 格	数 量
寄付物品の内容			
寄 付 目 的			
寄付予定年月日	平成	年	月 日
寄 付 の 条 件			
取 得 価 格	円		
その他参考事項	科学研究費補助金による購入物品 研究種目 研究代表者		